

## [ 事案 21-96 ] 手術給付金請求

平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

手術給付金を請求したところ、約款所定の手術に該当しないとの理由で不支払となったことを不服として申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

昭和 58 年に、入院医療特約付の養老保険に加入していたところ、平成 19 年 4 月に「左自然気胸」と診断され、A 病院に即日入院のうえ、トロッカー挿入により胸腔内の脱気を受けた。2 日後、トロッカーを除去して同病院を退院したが、同日気胸再発のため、再入院して再度トロッカー挿入による脱気を受けた。

そこで、保険会社に給付金請求をしたところ、保険会社は、入院医療特約（昭和 58 年契約締結）の手術には該当しないとして、昭和 62 年に改訂された新入院医療特約を適用し、初回のみ給付倍率 10 倍で手術給付金の支払いをしたが、2 回目は支払要件に該当しないとして、支払いを拒絶した。

しかし、入院医療特約における「手術」の定義は、「器具を用いて、生体に切開などの操作を加えるもの」と記載されており、トロッカー挿入は、15mm（申立人によると「15m/m」）の管を通すため、器具（メス）を用いて、生体（胸）に切開を加えるという操作を行うものであり、「手術」に当たり、これらの処置は、医師のみが行える開胸術に当たるので、入院医療特約別表に定める「上記以外開胸術」として、1 回目、2 回目とも給付倍率 20 倍での手術給付金を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、トロッカー挿入は、入院医療特約の手術給付金の対象となる「開胸術」に該当しないので、申立人の主張する手術給付金の支払い（1 回目、2 回目のトロッカー挿入について、それぞれ給付倍率 20 倍の手術給付金の支払い）の請求に応じることはできない。

- (1) トロッカー挿入は、入院医療特約における「手術」から除外されている「ドレナージ」に該当するため、そもそも「手術」には当たらず、支払対象となる別表で掲げる手術においても「トロッカー挿入」を含む手術は掲げられていない。したがって、トロッカー挿入はそもそも手術給付金の支払対象となる手術に該当せず、2 回実施されたトロッカー挿入のいずれにも、手術給付金の支払事由に該当しない。
- (2) 一方、昭和 62 年 4 月に制定された新入院医療特約によれば、申立人が施術を受けたトロッカー挿入自体は、「87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）」に該当し、支払対象手術となる。

本件保険契約に関し新特約が当然に遡及して適用されるものではないものの、新特約制定前の入院医療特約についても支払対象手術が拡大されている新特約の取り扱いに準じて適用する扱いとして、初回分のみ給付倍率 10 倍で給付金を支払ったが、他方、2 回目のトロッカー挿入については、「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。」との規定により、支払要件を欠くことになる。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき、申立人が受けた「トロッカー挿入による脱気」が、申立契約の「入院医療特約」約款上の「手術」に該当するかについて検討した結果、下記理由により、申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約(【入院医療特約】)の約款においては、「手術」とは、「機械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。」と定義されている。
- (2) 約款の文言の解釈においては、一般的、標準的な医学的定義を基準にして解釈すべきであるが、医学的には、トロッカー挿入による脱気は、胸腔ドレナージの方法の一種であり、自然気胸に対する胸腔内ドレナージは、「ドレナージ」の代表的な方法として分類されることが明らかである。それゆえ、申立人が 2 回にわたって受けた自然気胸に対する「トロッカー挿入による脱気」は、約款の「手術」の定義において、除外事由である「ドレナージ」に該当する。よって、トロッカー挿入による脱気が、申立契約の約款上の「手術」に該当しないとの相手方会社の判断は、適切である。
- (3) 上記のとおり、申立契約の約款によれば、保険会社は、申立人に手術給付金を支払う義務はないが、保険会社が、保険金給付にあたって、保険契約者に有利な取扱いをすることは格別問題のないことであり、保険会社が、申立契約成立後に発売された新入院医療特約を申立人に有利に遡及適用して、「トロッカー挿入による脱気」を「手術番号 87：ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」に該当する手術として 10 倍の手術給付金を支払ったことは不当なことでなく、更に、その支払いを同約款の規定のとおり「施術の開始日から 60 日の間に 1 回という限度で」と限定したことも、また不当なことではない。